

## 科学技術・学術審議会関係法令

### 文部科学省設置法(抄) (平成11年7月16日法律第96号)

第六条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。
    - イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項
    - ロ 学術の振興に関する重要事項
  - 二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。
  - 三 文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。
  - 四 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。
  - 五 前二号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。
  - 六 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)及び国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律(令和四年法律第五十一号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文部科学大臣は、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。)を科学技術・学術審議会の委員に任命することができる。
  - 3 前項の場合において、外国人である科学技術・学術審議会の委員は、科学技術・学術審議会の会務を総理し、科学技術・学術審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、科学技術・学術審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。
  - 4 前三項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

### 科学技術・学術審議会令(平成12年6月7日政令第279号)

#### (組織)

- 第一条 科学技術・学術審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
  - 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

#### (委員等の任命)

- 第二条 委員は、学識経験のある者(外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)にあっては、学識経験があり、かつ、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する者)のうちから、文部科学大臣が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者（外国人にあっては、当該特別の事項に関し学識経験があり、かつ、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（外国人にあっては、当該専門の事項に関し学識経験があり、かつ、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する高い識見を有する者）のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に、会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称         | 所掌事務   |
|------------|--|
| 研究計画・評価分科会 | 一 科学技術に関する研究及び開発に関する計画の作成及び推進に関する重要事項を調査審議すること。<br>二 科学技術に関する研究及び開発の評価に係る基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する重要事項を調査審議すること。<br>三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整の方針に関する重要事項（前二号に掲げる事務に係るものに限る。）を調査審議すること。 |
| 資源調査分科会    | 資源の総合的利用に関する重要事項（他の府省の所掌に属するものを除く。）を調査審議すること。  |
| 学術分科会      | 学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。  |
| 海洋開発分科会    | 海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。   |

|        |   |
|--------|---|
| 測地学分科会 | 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。   |
| 技術士分科会 | 一 技術士制度に関する重要事項を調査審議すること。<br>二 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 |

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務（学術分科会に係るものを除く。）について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

（議事）

第八条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 外国人である委員及び議事に關係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に關係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。
- 二 委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席すること。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、文部科学省科学技術・学術政策局政策課において総括し、及び処理する。ただし、研究計画・評価分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局研究開発戦略課において、学術分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局政策課において文部科学省研究振興局振興企画課の協力を得て、海洋開発分科会に係るものについては文部科学省研究開発局海洋地球課において、測地学分科会に係るものについては文部科学省研究開発局地震火山防災研究課において、技術士分科会に係るものについては文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課において処理する。

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二八日政令第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二六日政令第一八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (令和三年九月二四日政令第二五九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

附 則 (令和四年一一月一一日政令第三四六号)

この政令は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行の日（令和四年十一月十五日）から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日政令第八八号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。